十和田市告示　第203号

下記森林について、森林経営管理法第４条第１項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第７条第１項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和７年12月５日

十和田市長　櫻田　百合子

記

１　経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	林班	地目	面積 (ha)	備考
1	深持地区	18	山林	0.42	整理番号：集令７第１号

２　縦覧場所

十和田市役所　農林商工部　農林畜産課

十和田市ホームページ

３　本公告により、十和田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上